

建築士事務所登録手数料の改正について

建築士法の特例等に関する条例の一部を改正する条例の施行により、令和3年4月1日から建築士事務所登録手数料が下記のとおり改正されます。

登録申請書の提出日ではなく、新潟県指定事務所登録機関である一般社団法人新潟県建築士事務所協会の受付日が基準となりますので、3月末に郵送等で手続きされる方は十分留意願います。

記

1級建築士事務所	17,000円	(改正前)	15,000円)
2級建築士事務所	12,000円	(改正前)	10,000円)
木造建築士事務所	12,000円	(改正前)	10,000円)